

# 一九六六年の幼児教育界を迎えて



大河内四郎

## 幼稚園振興計画

文部省の幼稚園教育振興七か年計画が、昭和三八年九月に発表されから、満二年を経過したが、幼稚園の在園児数は昭和三九年五月一日現在で三才児、四才児、五才児を含めて終に百万人を突破し、一〇六万人を数え、本年度は更に七万人を増加して一一三万人の園児数を数えるに至った。

過去数年間の幼稚園園児数の増加する勢は表1のとおりである。

表1 全国幼稚園  
(7月1日学校基本調査による)

昭和年	園数	児童数
34年	6,855	699,778
35年	7,058	742,367
36年	7,217	799,085
37年	7,377	855,909
38年	7,549	935,805
39年	8,022	1,060,968
40年	8,551	1,132,434

このように年々幼稚園に就園する者が増加することは、幼稚園教育にたずさわる者にとって何よりも喜ばしいことである。このことは、一般社会が人間形成の基礎教育としての幼稚園教育の必要性を認識してきたことにもよるものであるが、文部省の振興計画によつて一層その重要性を認識したものということができると思う。この意味において文部省の振興計画は充分にその目的を果しつつあるということができよう。

小学校第一学年入学者のうち幼稚園修了者の比率を過去一〇年間にわたってみると表2のとおりになる。

この表によつても解るように、小学校一年生のうち幼稚園教育を修了した者の占める比率は近年になって著しく増加しているのであ

幼稚園修了者	昭和年
30年	20.1%
31年	21.8%
32年	23.6%
33年	25.2%
34年	26.8%
35年	28.7%
36年	31.1%
37年	33.0%
38年	36.4%
39年	38.8%
40年	41.3%

表 2

そもそも、わが国に幼稚園が創設されてから満九〇年も近くなるとしているが、わが国の教育行政において、幼稚園教育を積極的に振興しようとした例がなく、今回の振興計画は国策としてはじめての積極政策であるのであって、この意味においても、この振興策には敬意を表するのにやぶさかではない。

幼稚園教育の振興ということができる。政府は昭和四〇年度から日本育英会法を改正して、従来幼稚園に就職した者が、返還免除から除外されていたものを、他の学校と同様な取り扱いを受けられることにしたことは一步前進ではあるが、根本的な施策とはいひ難い。神奈川県、愛知県などにおいて、すでに実施して著しい効果をあげている修学資金貸与制度を拡大して厚生省が昭和三八年度から日本育英会とは別途に実施している「保母修学資金貸与制度」と同様の制度を幼稚園教員志願者のために各都道府県に創設して国がこれに對して補助を行ない、それぞれの地域の教員の充実に資するようになることが必要である。

この制度の実施要綱の概要は、教育職員免許法に規定する幼稚園教員養成学校に在学する者に、毎月都道府県より月額三、〇〇〇円以内を貸与し、都道府県が修学資金として貸与した金額の二分の一以内の額を国が補助するものであり、卒業後、貸与を受けた都道府県の区域内における幼稚園（国公私立を問わず）に勤務し、修学資金の貸与を受けた期間以上引き続いて幼稚園に勤めた場合には、返還を免除するという案である。

幼稚園教員の確保は、目下の急務であり、そのためには教員養成施設を増設することも一案であるが、施設を増加することによつて幼稚園教育が振興したということができるるのである。昭和四〇年度の幼稚園の教師のうち助教諭が占めている比率は国公私立合わせて二八・八%であり、そのうち私立幼稚園は実に三一・〇%が助教諭である。この助教諭を少なくする施策が講ぜられてこそはじめて

幼稚園教員の確保は、目下の急務であり、そのためには教員養成施設を増設することも一案であるが、施設を増加することによつて教員確保が万全を期せられるというものではない。最近の幼稚園教

表 3

	免許状取得者			上記のうち幼稚園就職者比 (%)
	免許状 一級	免許状 二級	計	
昭和三九年六月調	二五三	四四四	四六七	二、七六
昭和四〇年六月調	四八九	五、五五五	六〇三	三、四七
	吳	吳	吳	吳

(文部省教職員養成課)

員免許状の取得状況と、幼稚園就職者の状況を比較してみると表3のとおりである。

兩年度を通して、免許状取得者のうち五六%が幼稚園に就職している実状をみると教員養成機関を設置するとともに修学資金制度によつて、四四%の免許状取得者が幼稚園に就職させる方法を講ずることこそ、目下の急務といわなければならぬ。このためには各都道府県において、修学資金制度を創設することに努め、あわせて国がこれに対し補助する道を開くために、国公私立幼稚園の団体は協力して、この実現に努力することが必要である。

### 私立学校振興方策

振興計画によつて、公立幼稚園の増加の傾向は従来に比較して私立よりも大きいが、園児数の比率はこれとは逆に私立の方が多いなる傾向にある。公私立幼稚園の園児数の比率は五年前の昭和三五年

には公立三一・二%で私立が六八・八%であったものが、本年度には公立二六・六%、私立七三・四%となつてゐる。

これを一幼稚園の平均園児数によつて比較すると、表4のとおりとなる。

表 4

昭和年	立	
	公	私
35年	92.7人	111.9人
40年	94.8人	152.6人

傾向をたどろうとしている見ることもできるのであって決して喜ばしい数字とはいえない。その原因はいろいろとあるであらうが、年とともに私立幼稚園の経営が人件費の上昇、物価の高騰などにより困難となつてきつつあり、これに反して保育料の値上げを行なうことは困難であるため勢いたくさんの園児を収容して、経営を維持しようとする現われと見ることができるのである。このことは、幼稚園に限らず、大学から全ての私立学校にも共通する問題であつて、年々私学の授業料が値上げをするすう勢にあるのは、社会全般に及ぼす影響は大きく私立学校に対する根本的施策が要望されるようになつてきてゐる。

そこで、文部省は、私立学校の経営事情、教育条件の設備状況、私立学校に就学する者の経済的負担その他について検討する必要を認め、昭和四〇年七月臨時私立学校振興方策調査会を設置して、次の五項目について検討することを諮問している。

即ち

### 一、私立学校振興の必要性について

二、私立学校の特性に即しつつ公費の適正有効な支出を確保する振

興方策のあり方にについて

### 三、私立学校振興のための具体策について

四、私立学校へ就学する者に対する経済的支援について

### 五、入学志願者の変動に対処する私立学校振興方策について

日本私立幼稚園連合会は、この調査会に対して、次の点を要望し  
ておられるのである。

#### 基本的な考え方として

一、国及び地方公共団体は、私学の持つ公共性にかんがみて、認可  
ののちにおいても、私学の保護育成の責任を果すための積極的な  
教育行政を行なうべきである。

#### 具体的な方策として

### 二、教育行政は「教育を享受する者」に対する行政と、「教育の事業

などを行なう者」に対する行政を明確にし、区分して行なわれな

ければならない。「教育の事業を行なう者」というのは学校の設

置者をさしているもので、個々の学校の個々の教師は、これに含  
まれていない。又、憲法第八九条にいう「教育の事業」も、この

#### 一、父兄負担軽減の方策を確立すること

父兄の負担している教育費が、私立の場合は国公立に比較して  
非常な差がある。これは、すべての国民、住民が教育を受ける権  
利をもち、学校を選択する権利をもち、さらに平等である権利を

「教育の事業などを行なう者」即ち学校の設置者をしているの  
であつて、「教育を享受する者」および個々の学校の個々の教師  
はこれに含まれていません。

従つて、私学の振興方策は、これまでのような私学というばく  
然としたとらえ方で学校の設置者に対する方策ばかりでなく、私  
学で教育を受けている者に対する方策、私学で教育を担当してい  
る者に対する方策をも加えて、検討、実施されるべきである。

三、現在、文部省において計画、実施している方策（幼稚園教育振  
興七か年計画など）は、既存の私学の拡充、存続を基盤としてい  
るのであるから、これらの計画、対策の対象となっている学校に  
対する振興については特別の配慮がなされるべきである。

四、幼稚園は、他の学校とちがい特殊性をもつておるので、これに  
ついて特別の考慮がなされるべきである。

もつてることから考へると、不平等な措置であり、「教育を享受する者」に対する不平等な行政といわなければならない。

## 二、教職員の待遇改善、身分保障の方策を確立すること

私立の教職員の待遇改善及び身分の保障は、すべて学校の設置者にゆだねられ、国及び地方公共団体からは何らの措置がされていない。私立学校の設置者が、教職員の待遇改善、身分保障をしようとすれば、父兄の負担を増大する結果となる。私立の教職員も法律で定める学校の教職員であるので、教職員が奉職する学校によって差別措置をすることは、教育基本法第六条第二項に規定

## 四、幼稚園教員修学奨励制度を創設すること

このことについては前に述べた。

### 私立幼稚園の責務

：教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならぬ」という趣旨にそわない措置であり、私立の教職員に対する不平等な行政といわなければならない。同資格、同経験の教職員に対しては、国公私立の別なく同様の措置が受けられるようの方策が確立されたい。

## 三、私立幼稚園施設費補助金を創設すること

学校に必要な施設設備などを整備することは学校教育法第五条の設置者負担主義から考へて当然であるが、国が政策として学校の設置者に特別の協力を得ようとする場合、あるいは国が施設設備などの基準を改めて、より高いものにして既存の学校の設置者

に義務づけて要求する場合には、設置者負担主義の例外例として國は特別の補助をなすべきである。

この意味において幼稚園振興計画に伴う施設費の補助を私立に對しても行なうべきであり、幼稚園設置基準に対しても「法令に特別の定めのある場合」であるので、施設設備補助金を創設されるべきである。

臨時私立学校振興方策調査会によつて、私学経営の方向がある程度決定づけられるということもできるし、他方、わが国幼稚園教育の七三・四%を担当している立場から考へてもますます教育内容の充実を計り、私立学校としての独自性を生かしながら、國の要請に答え、併せて一般社会の信頼と期待にそむかぬよう万全の努力を重ねて参りたいと思うものである。

(日本私立幼稚園連合会理事長)